

# 目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 学校の所在地          | 2  |
| 沿革              | 2  |
| 校歌              | 3  |
| 学生(応援)歌         | 5  |
| 校訓・教育目標・育成する生徒像 | 7  |
| 学校色 オリーブグリーン    | 7  |
| 学則              | 8  |
| 日課表             | 13 |
| 生徒心得            | 14 |
| 服装規定            | 18 |
| 保健室の利用について      | 21 |
| 生徒会組織図          | 22 |
| 生徒会会則           | 23 |
| 役員選挙規定          | 29 |
| 生徒会慶弔規定         | 32 |
| 図書館利用規定         | 33 |
| 日本スポーツ振興センター    | 35 |
| 学校家庭連絡欄         | 36 |
| 住所欄             | 38 |
| メモ              | 40 |

# 学校の所在地

栃木県立佐野高等学校・同附属中学校  
佐野市天神町761の1 電話0283 (23) 0161

## 沿 革

|               |                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 明治34年 4 月15日  | 栃木県第四中学校が開校                                       |
| 〃 34年 5 月18日  | 栃木県立佐野中学校と改称                                      |
| 〃 34年12月31日   | 現在地に移転                                            |
| 大正13年 5 月 1 日 | 栃木県佐野商業学校が開校                                      |
| 昭和23年 4 月 1 日 | 学制改革により佐野中学校を佐野<br>高等学校と改称、佐野商業学校を<br>佐野商業高等学校と改称 |
| 〃 24年 4 月 1 日 | 佐野商業高等学校に農業科を設置<br>し、佐野実業高等学校と改称                  |
| 〃 25年 4 月 1 日 | 佐野高等学校と佐野実業高等学校とが<br>合併し、栃木県立佐野高等学校となる            |
| 〃 43年 3 月31日  | 中校舎落成                                             |
| 〃 45年 3 月31日  | 第二体育館兼講堂落成                                        |
| 〃 49年 4 月 1 日 | 商業科が栃木県立佐野商業高等学<br>校として分離独立                       |
| 〃 53年 8 月25日  | 本館落成                                              |
| 〃 55年 2 月26日  | 凌樟寮完成                                             |
| 〃 55年 5 月31日  | 水泳場 (25m) 完成                                      |
| 〃 56年 9 月30日  | 前庭・中庭整備完成                                         |
| 平成 2 年 3 月20日 | 特別教室棟完成                                           |
| 〃 3 年 3 月20日  | 第一体育館兼講堂落成                                        |
| 〃 8 年 3 月31日  | 農業科が閉科                                            |
| 〃 9 年 6 月30日  | 第二運動場管財課より所管替え                                    |
| 〃 10年 1 月 6 日 | 普通教室棟内外部改造改修                                      |
| 〃 11年 3 月10日  | 第二運動場竣工                                           |
| 〃 13年10月25日   | 創立百周年記念式典                                         |
| 〃 18年 3 月31日  | 定時制が閉課程                                           |
| 〃 19年 4 月 1 日 | 栃木県立佐野高等学校附属中学校が設置                                |
| 〃 19年12月10日   | 管理棟内外部改造改修                                        |
| 〃 20年 1 月31日  | 第二特別教室棟完成                                         |
| 〃 20年 4 月 1 日 | 栃木県立佐野高等学校附属中学校が開校                                |
| 〃 23年10月28日   | 創立百十周年記念式典                                        |
| 〃 24年 3 月25日  | 第二体育館兼講堂耐震改修工事                                    |
| 〃 25年 7 月22日  | 武道場耐震改修工事                                         |
| 〃 27年 8 月21日  | 凌樟寮耐震改修工事                                         |
| 令和 3 年10月28日  | 創立百二十周年記念式典                                       |

# 校 歌

作詞 戸 倉 広 愛

作曲 下 総 皖 一

1. 燃ゆる旭は 城山に出で  
自由の青空 正しく歩む  
明きは 若き魂  
われら 太陽の子  
友よ 腕組みて  
行こうよ 広き世界を

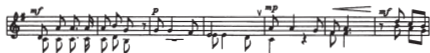
2. 澄める水行く 秋山川原  
理想のわだつみ 遥かに望む  
剛きは 若き魂  
われら 大海の子  
友よ 眉をあげて  
見ようよ 遠き未来を

3. 清き光に ひらくは梅花  
暁の天地 ゆたかに香る  
美しきは 若き魂  
われら 青春の子  
友よ 情あつく  
築こうよ 楽し郷土を

# 校 歌



- 1 も ゆ る あさひは し ろ や ま に い で じゅう の あ お ぞ ら  
 2 す め る みず ゆ く あ き や ま か わ ら り そ う の わ だ つ み  
 3 き よ き ひ か り に ひ ら く は ば い か あ け の あ め つ ち



た だ し く あ ゆ む あ か き は (あ か き は) わ か き た ま わ れ -  
 は る か に の ぞ む つ よ き は (つ よ き は) わ か き た ま わ れ -  
 ゆ た か に か お る は し き は (は し き は) わ か き た ま わ れ -



ら た い よ う の こ と も よ - か い な く み -  
 ら た い か い の こ と も よ - ま ゆ を あ げ -  
 ら せ い し ゅ ん の こ と も よ - な さ け あ つ -



て ゆ こ う よ ひ ろ - き せ か い を -  
 て み よ う よ と お - き み ら い を -  
 く つ こ う よ た の - し き ょ う ど を -

# 学 生（応援）歌

作詞 柴 崎 有 二

作曲 戸 恒 和 夫

1. 若さが生命だ 若さを燃やせ  
燃やして旭城 健児は勇む  
たけぶ若さは われらのものだ  
組んだ手と手に 勝利を誓い  
いまこそ勝ちどき あげるのだ  
佐高 佐高 大佐高

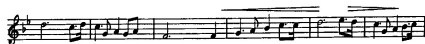
2. 闘志が生命だ 闘志をわかせ  
わかして旭城 健児はふるう  
まけぬ闘志は われらのものだ  
組んだ手と手に 全身かけて  
いまこそほこりを 示すのだ  
佐高 佐高 大佐高

3. 未来が生命だ 未来を描け  
描いて旭城 健児は躍る  
輝く未来は われらのものだ  
組んだ手と手に 感激こめて  
今こそ歴史を 造るのだ  
佐高 佐高 大佐高

# 学 生 (応 援) 歌



1. わ か さがいのち
2. と う しがいのち
3. み ら いがいのち



だ わ か さをもやー せ も や して きょく じょう けん じはいさー  
 だ と う しをわかー せ わ か して きょく じょう けん じをふるー  
 だ み ら いをえがー け え が い て きょく じょう けん じはおどー



む た け ぶ わかさは われらのものだ くーんだ  
 う ま け め とうしは われらのものだ くーんだ  
 る か が や く み ら い は われらのものだ くーんだ



てとてに しょうりをちか い い ま こ そ か ち ど き あげるの  
 てとてに ぜんしんか けて い ま こ そ ほ こ り を しめすの  
 てとてに かんげきこめ て い ま こ そ れ き し を つくるの



だ さ こ う さ こ う だ い さ こ う う  
 だ さ こ う さ こ う だ い さ こ う う  
 だ さ こ う さ こ う だ い さ こ う う

## 校 訓

自主独立（リーダーとしての自覚）

進取創造（自己の未来を切り拓く力）

和親敬愛（友人を大切にし、ともに高め合う心）

## 教育目標

自他の生命と人権を尊重し、正義と平和を愛する心をもった、『国際人として活躍できる真のリーダー』を育成する。

## 育成する生徒像

- ・豊かな教養と進取の気性に富み、真理を探究できる生徒  
〔探究〕
- ・高い品性と共生の心を備え、進んで社会に貢献できる生徒  
〔貢献〕
- ・健やかな精神と身体を持ち、自己の未来を拓ける生徒  
〔向上〕

## 学校色 オリーブグリーン

オリーブグリーン（濃緑色）は、希望と自信と理知に溢れた若人が質実剛健・不撓不屈、母校愛の意気高く敢闘する精神を象徴する。

この色の精神に誇りを持ち、この色のあるところ、常に聡明な青春のファイトを燃やすことを望む。

# 学 則

## 第1章 総 則

- 第1条 この学則は、県立学校管理規則に基づき本校運営の基本的事項について定めることを目的とする。
- 第2条 本校は学校教育法第71条の規定に基づき、栃木県立佐野高等学校における教育との一貫した教育を施すものとする。
- 第3条 本校の修業年限は3年とする。定員は栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。

## 第2章 学年・学期及び休業日

- 第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第5条 授業終始の時刻は校長が定める。
- 第6条 学年を分けて次の3学期とする。
- 第1学期 4月1日から7月31日まで
  - 第2学期 8月1日から12月31日まで
  - 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 第7条 休業日は次のとおりとする。
- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - 2 日曜日及び土曜日
  - 3 夏季休業日 7月21日から8月26日までの37日間
  - 4 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日までの15日間

5 学年末及び学年始休業日 3月25日から  
4月7日までの14日間

6 前各号以外の時期において、教育委員会  
の必要と認める日

7 前各号に掲げるもののほか、特別の事情  
により、教育委員会の許可を受けた日

第8条 特別の事情があるときは、第7条第一号、  
第二号及び第六号の規定にかかわらず、教育  
委員会の許可を受けて、当該各号に規定する  
休業日において授業を行うことができる。

### 第3章 教育課程及び授業日数

第9条 本校の教育課程は、学習指導要領及び教育  
委員会の定める基準によって、校長が編成す  
る。

2 教育課程の編成にあたっては、佐野高等学  
校と協議するものとする。

第10条 本校の教育課程における授業日数並びに必  
修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の  
時間等のそれぞれの授業時数は、前条の基準  
によって校長が定める。

### 第4章 各学年の課程修了及び卒業の認定

第11条 各学年の課程修了の認定は、各教科等にお  
ける生徒の平素の成績を評価して、校長が行  
う。

2 前項の認定にあたっては、学習指導要領に  
示された目標及び出席日数を基準とする。

第12条 校長は、本校所定の教育課程を修了した者  
について卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対しては、教育委員会が定めた様式による卒業証書を授与するものとする。

## 第5章 入学・退学・復学等

第13条 本校に入学志願をすることができる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

第14条 生徒の募集、選考、入学志願の手続き等に関する事項については、教育委員会の定めるところによる。

第15条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、保護者と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 退学した者が、退学した後1年以内において再入学を願い出たときは、校長は特別の事由があると認めたときに限り、これを許可することができる。

第16条 入学を許可された者は、本校所定の書類を校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する者の保護者は、保証人と連署の上、所定の様式により在学保証書を校長に提出しなければならない。

第17条 保証人は独立の生計を営む成年者で、学校において生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

- 2 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

第18条 保護者は、自己又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

2 在学証明書を提出した保護者又は保証人が死亡し、若しくはその資格を失ったときは、保護者又は新たに保護者になった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。

第19条 校長は伝染病にかかり、若しくはそのおそれがあり、また、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒があるときは、その出席停止を命ずることができる。

## 第6章 生徒心得等

第20条 生徒は別に定める生徒心得及びその他の校内規定を守らなければならない。

## 第7章 賞 罰

第21条 校長は次の各号の一つに該当した場合は表彰することができる。

- 1 学業人物ともに優秀な者
- 2 模範となる善行をなした者
- 3 在学期間精励した者

第22条 校長は生徒としてふさわしくない行為をした者に対しては、訓告又は退学に処することができる。ただし、退学は、次の各号の一つに該当する者に対してのみ行うものとする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 3 正当な理由がなく出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第8章 入学考査料等の徴収

第23条 入学料考査料の徴収については、栃木県立学校の授業料等に関する条例及び栃木県立学校の授業料等に関する規則の定めるところによる。

第24条 校長は、学校の施設、設備をき損し又は亡失した者には、原状に復させ、又は原状に復させるための費用を徴収することができる。

## 第9章 そ の 他

第25条 この学則の施行に関し、必要な細部の事項については校長が定める。

(付則)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

# 日 課 表

| 内 容    | 開始      | 終了      |
|--------|---------|---------|
| 生徒登校   | 8 : 20  |         |
| 朝の自主読書 | 8 : 20  | 8 : 30  |
| 短 学 活  | 8 : 30  | 8 : 40  |
| 1 時 限  | 8 : 45  | 9 : 30  |
| 2 時 限  | 9 : 40  | 10 : 25 |
| 3 時 限  | 10 : 35 | 11 : 20 |
| 4 時 限  | 11 : 30 | 12 : 15 |
| 昼食・昼休み | 12 : 15 | 13 : 00 |
| 5 時 限  | 13 : 00 | 13 : 45 |
| 6 時 限  | 13 : 55 | 14 : 40 |
| 7 時 限  | 14 : 50 | 15 : 35 |
| 清 掃    | 15 : 40 | 15 : 55 |
| 短 学 活  | 16 : 00 | 16 : 10 |
| 生徒下校   | 16 : 30 |         |

## 部活動終了時刻

|          |         |      |
|----------|---------|------|
| 3月中旬～9月  | 18 : 00 | 終了   |
|          | 18 : 15 | 完全下校 |
| 10月～3月中旬 | 17 : 00 | 終了   |
|          | 17 : 15 | 完全下校 |

# 生徒心得

本校生徒は、佐野高等学校附属中学校生としての自覚と誇りを持ち、行動する。

## 1 始業・終業・下校時刻

### (1) 始業時刻・終業時刻・及び下校時刻

|      |         |
|------|---------|
| 始業時刻 | 8 : 20  |
| 終業時刻 | 16 : 10 |
| 下校時刻 | 16 : 30 |

### (2) 部活動をしている生徒の下校時刻

|          | 部活終了時刻  | 完全下校時刻  |
|----------|---------|---------|
| 3月中旬～9月  | 18 : 00 | 18 : 15 |
| 10月～3月中旬 | 17 : 00 | 17 : 15 |

## 2 登下校

- (1) 始業時刻より、終業時刻まで外出しない。ただし、必要のあるときは学級担任の許可を得る。
- (2) 下校時刻を16時30分とする。ただし、やむを得ず残留するときは学級担任の許可を得る。
- (3) 放課後、学習及び部活動等のため残留する場合は、完全下校時刻に合わせて終了し、速やかに下校する。

## 3 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引き

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退をする場合は必ずその理由を学級担任に連絡する。
- (2) 忌引き数は次のとおりとする。

|                  |       |
|------------------|-------|
| 父 母              | 7 日以内 |
| 祖父母、兄弟姉妹         | 3 日以内 |
| おじ、おば、曾祖父母、同居の親族 | 1 日   |

#### 4 団体、集会、出版等

- (1) 次の場合には学校に届け出て承認を得る。
  - ア 団体の結成。
  - イ 集会の開催。
  - ウ 校外団体への加盟。
  - エ 出版物の配布。
  - オ 掲示。
  - カ 校舎・校具の使用。

#### 5 所持品、校舎の利用

- (1) 携帯品、所持品
  - ア 身分証明書、生徒手帳は常に所持する。
  - イ 学習や部活動に必要な用具以外は学校へ持参しない。
  - ウ 所持品には必ず記名しておく。
  - エ 不必要な金銭を持参しない。
  - オ 貴重品は常に身に付け、体育等の時間は貴重品袋に入れて預ける。
  - カ カバンは規定を設けないが、安全面から背負えるものが望ましい。
- (2) 遺失物、拾得物の処理及び金銭の貸借
  - ア 金品を紛失したとき又は盗難にあったときは、速やかに学級担任に届け出る。
  - イ 生徒相互間の金銭や物品貸借は行わない。
- (3) 校舎、校具の利用
  - ア 学校の建物・器具はていねいに取り扱い、使用後は戸締りと片付けを完全にする。
  - イ 校舎、校具を破損した場合は、速やかに関

係教師に届け出て、その指示を受ける。

ウ 休日等に学校施設を利用するときには、指導責任教師をとおして校長の許可を得る。

## 6 服 装

- (1) 清潔、質素を第一とし、別項服装規定を守る。
- (2) 異装する場合は学級担任に申し出て許可を得る。
- (3) 通常の登下校時は原則として制服とするが、部活動での登下校時は体育着でも差支えない。
- (4) 防寒服を着用する場合は別項服装規定を守る。

## 7 頭 髪

常に清潔と気品を保ち、学習や運動に支障がない中学生らしい髪型とする。

## 8 礼 儀

- (1) 校内では誰に対してもすすんであいさつする。
- (2) 職員室等の出入りの際は、あいさつをし、服装に留意して礼儀正しい言動を心がける。

## 9 部活動

- (1) 部活動に当たっては、効果的な時間の利用に常に留意し、学習との両立を心がける。
- (2) 一度選んだ部は、根気よく続け、中学生生活の充実を図る。
- (3) 部活動は、顧問教師の指導監督のもとに行う。
- (4) 完全下校の時間を守り、速やかに下校する。
- (5) 定期試験 1 週間前は、特別の許可のない限り禁止する。

## 10 旅 行

- (1) 海外旅行等の長期にわたる旅行をする場合は、学校に届け出る。
- (2) 所定の旅行届には、主催者発行による資料、

又はそのコピーを添えること。

## 11 通学及び自転車の使用

### (1) 通学

交通道德・交通法規等をよく守り、安全を期する。

### (2) 自転車の使用

ア 自転車の二人乗り、傘さし、並進運転は厳禁する。雨の日はカッパを着用する。

イ 通学や部活動で使用する自転車には、学校指定の通学ステッカーを反射板（後部）付近につける。

ウ 各自、定期的にライト、ブレーキ等の点検・整備を行う。

エ 校章シールをつけたヘルメットを正しく着用する。

オ リュック以外の荷物は、前カゴに入れるか荷台にしばる。

カ 自転車は所定の自転車置き場に置き、必ず鍵をかける。また、ヘルメットは荷台にしばる。

キ 使用する自転車は、前カゴ、両立スタンド、荷台付きで安全なものとする。

### (3) その他通学経路については、本校通学に関する規定によるものとする。

下校時は安全対策として、城山公園は利用しない。

## 12 携帯電話

原則として、持ち込むことを禁ずる。

# 服 装 規 定

## 1 制 服

本校指定の制服を着用し、校内では名札をつける。

### (1) I 型 (学ラン)

ア 襟の左側に校章を、右側に学年章をつける。

イ スラックスにはベルトを着用する。ベルトの色は黒で、飾りのないものとする。

ウ 冬期ワイシャツは白。本校指定の夏期長袖ワイシャツでもよい。ただし、裾はスラックスにいれ、上着からは出さない。

### (2) II 型 (セーラージャケット)

ア スカート又はスラックスを着用する。

イ スカート丈は膝の中心を基準とする。

ウ 冬期ワイシャツは白とする。

### (3) III 型 (スーツジャケット)

ア スラックス又はスカートを着用する。スラックスにはベルトを着用する。ベルトの色は黒で、飾りのないものとする。スカートの丈は膝の中心を基準とする。

イ 冬期ワイシャツは白。本校指定の夏期長袖ワイシャツでもよい。ただし、裾はスラックスにいれ、上着から出さない。

## 2 夏季服装

- (1) 6月1日～9月30日までは本校指定の夏型制服又は、本校指定のポロシャツを着用する。ただし、5月1日～6月6日、9月25日～10月31日は移行期間とし、夏型冬型どちらを着用して

も可とする。

- (2) 気象条件、健康上の理由で、特に上着を着なければならぬときは、学級担任に申し出る。

### 3 防寒着

#### (1) セーター等

ア 制服の下にはみ出さないように着用する。

イ セーター、ベスト、カーディガンを認め、ハイネック、パーカー等は認めない。

ウ 形はVネックか丸襟、色は黒、紺、グレーの無地とする。

#### (2) コート類

ア コートの色は黒、紺、グレー、茶で無地とする。デザインは華美でないものとする。

イ ウインドブレーカー等を着用してもよい。

#### (3) 手袋、マフラーは派手でないものとする。

#### (4) ストッキングの色は黒又はベージュとする。

#### (5) セーター、ストッキング等は、式典（入学式、創立記念日、卒業式）では着用しない。

ただし、スカートを着用する生徒は、卒業式のみ、ベージュのストッキングをハイソックスの下に着用してもよい。

### 4 靴

通学で使用する靴は、運動シューズ、又は革製普通型の靴とする。

- (1) 「普通型」の靴とはヒールが3cm程度の高さで、飾りがなく派手でないものとする。

### 5 上履

本校指定のものとする。

## 6 靴

通学用靴は機能的なものとする。

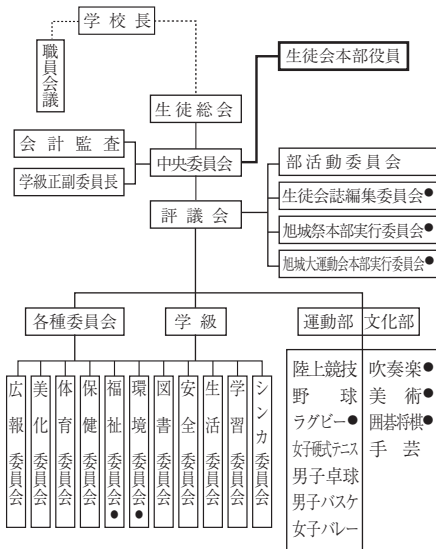
## 7 その他

- (1) 靴下の色は、白、黒とする。  
ただし、式典には紺を着用する。
- (2) ワイシャツ着用時のアンダーシャツ（Tシャツ）は、目立たない色（ワンポイントまで）とする。

## 保健室の利用について

- (1) 保健室を利用する際には、必ず授業担当の先生に直接申し出をし、許可を得る。
- (2) 保健室での休養は原則 1 時間とし、病状の改善が認められない場合は、早退をし家庭で休養する。
- (3) 保健室では生徒に薬を与えることはできない。持病などで薬を服用する場合は、自分で持つてくる。

# 生徒会組織図



# 生徒会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 (名称)  
本会は栃木県立佐野高等学校附属中学校生徒会と称する。
- 第2条 (目的)  
本会は佐野高中高一貫教育校の目指す教育のもと、自主的、協力的な活動を通して、豊かで楽しい学校生活を築くことを目的とする。
- 第3条 (会員)  
本会は栃木県立佐野高等学校附属中学校生徒全員を会員とする。
- 第4条 (顧問)  
本会は栃木県立佐野高等学校附属中学校の教職員を顧問とし、その指導助言のもとに活動をすすめるものとする。

## 第2章 本部役員

- 第5条 (役員)  
本会に次の役員を置く。
- |         |     |             |
|---------|-----|-------------|
| 会 長     | 1 名 |             |
| 副会長(3年) | 1 名 | 副会長(2年) 1 名 |
| 書 記     | 3 名 | 会 計 2 名     |
- 2 会長及び副会長は別に定める役員選挙規程により会員の選挙によって選出され校長に任命される。
- 3 書記、会計は評議会の承認を得て校長の承

- 4 認により決定し、会長によって任命される。  
その他必要に応じて設けられる役員は評議会の承認を得て会長によって任命される。
- 第6条 (任期)  
役員の任期は、4月1日より、翌年の3月末日とし、再任を妨げない。ただし、2月より1・2年の役員に業務移管できる。
- 第7条 (会長の任務)  
会長は生徒会を代表し、会務を統括し、次の各項の任務を行う。  
(1) 書記、会計を評議会の承認を得て校長の承認により決定し、これを任命する。  
(2) 総会および評議会を招集する。
- 第8条 (副会長の任務)  
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
- 第9条 (書記の任務)  
書記は総会及び評議会の議事録を作成し、本会の記録及び書類を整理保管する。
- 第10条 (会計の任務)  
会計は会計事務に従事し、評議会の要求があった時には会計報告を行う。

### 第3章 会計監査

- 第11条 本会に2名の会計監査を置く。会計監査は会長が委嘱するものとする。  
2 会計監査の任期は、4月1日より、翌年の3月末日とする。
- 第12条 会計監査は会計を監査し、総会において前年度の監査結果を報告する。

## 第4章 総 会

- 第13条 (総会の地位権限)  
総会は本会最高の議決機関であって、次の各項について審議決定する。
- (1) 会則の修正及び改正
  - (2) 予算及び決算
  - (3) その他会員が必要と認めた重要な事項
- 第14条 (定例総会及び臨時総会)  
総会は定例総会及び臨時総会とする。
- 2 定例総会は年1回とする。
  - 3 臨時総会は必要がある時に会長が召集する。
  - 4 会長は会員の3分の1以上の要求がある時には、臨時総会を招集しなければならない。
- 第15条 総会は会員の4分の3以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。
- 第16条 (総会の召集)  
総会の召集は原則として事前に公示しなければならない。
- 第17条 (議長団)  
議事運営は議長団が当たる。
- 2 議長団は評議員の互選により3名とする。

## 第5章 評 議 会

- 第18条 (評議会の任務)  
評議会は次の各項の任務を行う。
- (1) 総会に提出される予算案、議案等の事前審議。
  - (2) 議長団の選出。
  - (3) その他本会活動に関する事項の審議。

- 第19条 (評議会の組織)  
評議會は役員、学級正副委員長、各種委員会の委員長、部長代表をもって組織する。
- 第20条 (定例評議会及び臨時評議会)  
1 定例評議会は毎月1回召集される。  
2 臨時評議会は評議員の要求による。ただし、緊急に必要な場合には、会長が召集することができる。
- 第21条 評議会は評議員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

## 第6章 各種委員会

- 第22条 (各種委員会の任務)  
各種委員会は総会、評議会の議決事項を企画執行する。
- 第23条 (種類)  
各種委員会として次の委員会を置く。シンカ委員は、学級正副委員長とする。
- |        |       |
|--------|-------|
| シンカ委員会 | 学習委員会 |
| 生活委員会  | 安全委員会 |
| 図書委員会  | 環境委員会 |
| 福祉委員会  | 保健委員会 |
| 体育委員会  | 美化委員会 |
| 広報委員会  |       |
- 第24条 (特別委員会)  
会長は必要と認めた時には、評議会の承認を得て、次の委員会を置くことができる。
- (1) 部活動委員会
  - (2) 旭城祭本部実行委員会

- (3) 旭城大運動会本部実行委員会
- (4) 選挙管理委員会

## 第7章 選 挙

- 第25条 選挙に関する細則は、別に定める役員選挙規定による。

## 第8章 会 計

- 第26条 (会計年度)  
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月末日に終わる。
- 第27条 (通則)  
本会の会計は本会の基金、会員の納入する会費、寄付金、及びその他の雑収入をもってまかなわれる。
- 第28条 (会費)  
本会の会費は諸費とともに学校の事務室を通して納入する。
- 第29条 (予算)  
本会の予算案は生徒会本部において立案し、評議会での審議を経た後、総会において決定する。

## 第9章 校長の保留権

- 第30条 校長は学校運営上、特に支障をきたすと認めた時には、生徒会の決議事項を保留することができる。

## 第10章 修正改正

第31条 (改正手続き)

本会則、役員選挙規定及び選挙管理細則を改正する時には、評議員の3分の2以上の賛成によって発議し、総会に提案してその承認を得なければならない。

第11章 付 則

第32条 本会則は平成20年4月1日から施行する。

平成22年4月1日 一部改正

令和2年5月19日 一部改正

# 役員選挙規定

## 第1章 総 則

- 第1条 本規定は栃木県立佐野高等学校附属中学校生徒会会則第25条に基づき施行される。

## 第2章 選挙及び被選挙権

- 第2条 会員は会長、副会長の選挙権を有する。  
第3条 2年生は会長、1年生は副会長(2年)の被選挙権を有する。  
第4条 3年生及び選挙管理委員は、被選挙権を有しない。  
第5条 選挙投票時に不在の者は選挙権を行使できない。  
第6条 選挙管理委員で立候補した者、及び責任者となった者は選挙管理委員をやめなければならない。その結果生じた欠員はただちに評議会で互選する。

## 第3章 選挙管理委員会

- 第7条 選挙に関するすべての権限は選挙管理委員会に属する。  
2 立会演説会の4週間前迄に、評議会は各学級1名、計9名の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会とする。  
3 選挙管理委員会は2名の教師を顧問とする。  
第8条 選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長1名を選出し、委員長は委員会を代表し、その任務を行う。  
第9条 選挙管理委員会の任務と権限は別に定める選挙管理細則による。

## 第4章 役員候補及び当選者

- 第10条 会長及び副会長(2年)の候補者は、学年学級を問わず責任者を擁立し、担任教師の承認を得た上で立候補の届け出ができる。
- 第11条 立候補者は、選挙管理委員会の決定した様式により、選挙管理委員会の定める受付期間中に、立候補届を選挙管理委員会に提出し、校長が承認した場合に、役員立候補者として認められ公示される。
- 第12条 会長および副会長候補が定員数を超えた時には、次の各項に従い当選とする。
- (1) 会長は、会長候補者中、最高得票数を得たものとする。
  - (2) 会長候補者の次点1名は副会長(3年)とする。
  - (3) 副会長(2年)は、副会長候補者中、最高得票数を得たものとする。
  - (4) 立候補者が一定数超えた場合は、選挙管理委員長、担任教師で相談の上、校長の承認をもって予備選挙を実施することができる。予備選挙は評議会生徒が選挙権を有する。
- 2 会長又は副会長(2年)候補が定員数の時には、信任投票を行う。ただし、候補者は有効投票数の過半数の信任を必要とする。その際、副会長(3年)は、評議会の推薦者をもって候補者とし、信任投票を行う。ただし、候補者は有効投票数の過半数の信任を必要とする。

- 3 会長又は副会長(2年)候補が定員数に満たない時には、評議会の推薦者をもって候補者とする。
- 4 不信任の時には、立候補者を無効と認め、評議会で候補者を推薦し、あらためて投票を行う。
- 第13条 当選者が決定したら、選挙管理委員会はただちに学校長の承認を経て、その旨を公示しなければならない。

## 第5章 役員の補充

- 第14条 役員に欠員を生じた時には、会長が評議員の了承を得て補充する。

## 第6章 付 則

- 第15条 本規定は平成20年4月1日から施行する。  
令和2年4月1日 一部改正

# 選挙管理細則

選挙管理委員会は選挙に関する一切の責任を負う。  
選挙の順序は次の通りである。

- (1) 選挙告示
- (2) 立候補届交付及び受付
- (3) 立候補者一覧表の公示
- (4) 選挙運動の確認
- (5) 立会演説会の開催
- (6) 投票、開票、発表

選挙管理委員会は選挙管理に当り、細則以外の必要事項を定めることができる。

# 生徒会慶弔規定

- 第1条 会員が死亡した時は、献花等と香料10,000円を贈り、代表者が会葬する。会葬は、生徒会長・副会長、学校職員、学級代表とする。
- 第2条 会員の保護者が死亡した場合は、5,000円の香料を贈り、代表者が会葬する。会葬は、学校職員、学級代表とする。
- 第3条 職員が転退職する時は、花束等を贈る。離任式に代表が贈る。
- 第4条 本規定によるお返しは受けない。
- 第5条 前規定以外で、特に考慮を要する場合は生じた時には評議会においてその都度話し合い決定する。
- 第6条 本規定の改正は、評議会で発議し、生徒総会での承認を得て決定する。

## 付 則

- 第7条 本規定は平成22年4月1日から施行する。

# 図書館利用規定

## 1 図書館の運営

図書館関係職員及び図書委員による。また、一般生徒も図書委員を通じて運営に参加することができる。

## 2 開館と貸出

### (1) 開館時間

月曜日から金曜日 10:00～16:45

### (2) 貸出

貸出冊数——1人3冊以内

(長期休業中は5冊以内)

期 間——2週間

注意事項 ①「図書館利用カード」は生徒手帳等に入れて常に携帯する。

②貸出期間を延長したい場合は、その本を持参し再度手続きをする。

③「禁帯出」ラベルのある本は、原則として館外貸出をしないが、事情により貸出すこともある。

## 3 利用心得

(1) 館内では私語を慎み、他人の迷惑にならないよう行動する。

(2) 学習に必要なもののみを持って入館する。

(3) 館内での飲食は禁止する。飲食物の持ち込みも禁止する。

- (4) 本に線を引く、ページを折る、切り抜くなどの破損は厳禁とする。
- (5) 館内で利用した本は、必ず書棚の元の位置に戻す。
- (6) 図書の購入希望がある場合は、年2回ある購入希望調査を通して希望を伝える。又は、司書や関係職員に直接申し出てもよい。

#### **4 図書委員の任務**

- (1) 図書館とH Rの連絡
- (2) 貸出及び返却
- (3) 図書館報の発行
- (4) 図書館内の整頓と美化
- (5) 蔵書点検
- (6) 読書調査
- (7) 購入希望図書の調査

# 日本スポーツ振興センター

## 1 加入目的

学校の管理下で災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費・障害見舞金又は死亡見舞金の支給）が行われる、公的共済制度です。

本校では、万が一の災害発生に備えて、毎年全生徒が加入しています。

## 2 給付の対象となる学校の管理下の範囲

学校の教育活動中（授業、修学旅行中、部活動中など）、休憩時間中、通学中。

## 3 給付の対象

医療費総額が5,000円以上（病院の窓口で支払う額が1,500円以上、整・接骨院では5,000円以上）のものが対象となります。

## 4 災害手続き

- (1) 災害が発生したら、すみやかに担任又は部顧問に報告し、保健室に申し出る。（子ども医療費助成制度などの公的制度との併用不可。）
- (2) 医療機関からの「医療等の状況」は保健室に提出する。（治療が終わってから提出するのではなく、毎月提出する。）

# 学 校 連 絡 欄

| 月日 | 事 項 | 保護者印 | 担任印 |
|----|-----|------|-----|
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |

# 学校家庭 連絡欄

| 月日 | 事 項 | 保護者印 | 担任印 |
|----|-----|------|-----|
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |
| ／  |     |      |     |

# 住 所 欄

| 氏 名   | 住 所     |
|-------|---------|
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |
| ☎ ( ) | ☎ ( - ) |

# 住 所 欄

| 氏 名   | 住 所     |
|-------|---------|
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |
| ☎ ( ) | 〒 ( - ) |



















